

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2024 年 8 月 9 日

東京都港区西新橋 3-24-9

株式会社環境フレンドリーホールディングス

2024年8月9日

東京都港区西新橋三丁目24番9号
株式会社環境フレンドリーホールディングス
代表取締役社長 車 陸昭

当社は、2024年9月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社リクラウド（以下、「リクラウド社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項7（会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

（2）株式交換完全子会社の最終事業年度の末尾後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

- (1) 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末尾後に生じた財産の処分等

該当事項はありません。

7. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

(別紙 1) 株式交換契約の内容 (会社法第 794 条第 1 項)

株式交換契約書

株式会社環境フレンドリーホールディングス (以下「甲」という。) と株式会社リクラウド (以下「乙」という。) とは、2024 年 8 月 9 日付で、次のとおり合意し、本株式交換契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第 1 条 (本株式交換)

1. 甲および乙は、本契約に定めることころに従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換 (以下「本株式交換」という。) を実施し、乙の発行済株式の全部を甲に取得させる。

2. 本株式交換の株式交換完全親会社および株式交換完全子会社をそれぞれ次のとおり定める。

(1) 株式交換完全親会社：甲

(商号)： 株式会社環境フレンドリーホールディングス

(住所)： 東京都港区西新橋三丁目 24 番 9 号 飯田ビル 9 階

(2) 株式交換完全子会社：乙

(商号)： 株式会社リクラウド

(住所)： 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号 岸本ビルディング 10 階

第 2 条 (本株式交換に際して交付する株式およびその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 38.31 株を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前日 (以下「基準日」という。) の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主 (以下「本割当対象株主」という。) に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の合計数に 38.31 を乗じて得た数の甲の普通株式を新たに発行し、割当・交付する。

3. 前二項に基づいて本割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、1 株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数 (その合計数に 1 株満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。) に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。

第 3 条 (甲の資本金および準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 増加する資本金の額 金 0 円

(2) 増加する資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の定めに従い増加することが必要とされる最低額

(3) 増加する利益準備金の額 金 0 円

第 4 条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日 (以下「効力発生日」という。) は、2024 年 9 月 1 日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、これを変更することができる。

第 5 条 (株式交換契約承認株主総会)

1. 乙は、2024 年 8 月 9 日を開催日として、株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、開催日を変更することができる。

る。

2.甲は会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要であることが判明した場合には、甲は効力発生日(変更後のものを含む。)の前日までに、甲の株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第6条(会社財産の管理)

甲および乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結後、効力発生日に至までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、本株式交換にかかる手続を除き、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ甲乙協議し合意する場合に限り、これを行うことができるものとする。

第7条(株式交換条件の変更および本契約の解除等)

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、(1)天災地異その他事由により、甲または乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、(2)本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、(3)その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、それぞれ相手方に通知し、甲乙協議のうえ、書面による合意により、本株式交換の条件その他の内容を変更し、または本契約を解除し本株式交換を中止することができる。

第8条(本契約の失効)

本契約は、(1)甲もしくは乙の第5条に定める株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議(但し、甲については第5条第2項但書に該当する場合に限る。)がなされないとき、(2)本株式交換の効力発生のために事前に必要な法令に定める関係官庁もしくは金融商品取引所等の承認の取得その他の手続が完了しないとき、または、(3)前条の規定に従って本契約が解除され本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。かかる場合、甲および乙は互いに損害金、損失、費用その他一切の負担(以下、併せて「損害等」と総称する。)に係る賠償を相手方に請求できない(但し、相手方の故意または重過失により損害等が発生した場合を除く。)

第9条(租税公課)

本株式交換について法令上課徴される租税公課がある場合は、各当事者は、その法令上の責任に従って、その負担すべき税金等を各自支払う責を負う。

第10条(準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

第11条(本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠実に協議のうえ、これを定める。

第12条(合意管轄)

本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判とする。

本合意書締結の証として本書 2 通を作成し、各自記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2024 年 8 月 9 日

甲：

東京都港区西新橋三丁目 24 番 9 号
株式会社環境フレンドリーホールディングス
代表取締役社長 車 陸昭

乙：

東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号
株式会社リクラウド
代表取締役 渡邊 寿

(別紙2) 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 (会社法施行規則第193条第1号)

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社環境フレンドリー ホールディングス (完全親会社)	株式会社リクラウド (完全子会社)
株式交換比率	1	38.31
株式交換により交付する株式数	6,896,600株 (予定)	

(注) 1. 株式の割当比率

リクラウドの普通株式1株に対して、当社の普通株式38.31株を割当て交付いたします。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

2. 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をリクラウドの株主に対して支払います。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

①算定の基礎

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社は、当社並びにリクラウドから独立した第三者算定機関である永田町リーガルアドバイザー株式会社(以下、「算定機関」といいます。)に依頼をし、2024年8月8日付で、当社およびリクラウドの株式価値に関する算定書を取得しました。

算定機関は、両社の株式価値の算定に際して、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために2024年8月8日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の単純平均値)を用いて算定を行いました。算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果(円)
市場株価法	29 ~ 39

また、リクラウドの株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であるため、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法による算定を採用いたしました。算定については、リクラウドが作成した2024年12月期から2025年12月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュフローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、算定の対象とした財務予測は2024年12月期の営業利益55百万円、2025年12月期の営業利益85百万円と、2023年12月期と比較して増益を見込んでおります。これは、アセットマネジメントなどのコンサルティング収入はリクラウド社と同じ親会社を持つ株式会社レイズからの業務委託によるものであるが、今後は、株式会社レイズが受注していたアセットマネジメントなどのコンサルティング業務を直接受注することになるため、増加を見込んでいること、非FIT太陽光発電所による売電収入、及び、今後リクラウド社が

新たに着手する予定の太陽光発電事業の非 FIT 太陽光発電所案件の成功報酬、さらにはクラウドファンディングの展開による収益の増加によるものです。

算定機関がDCF法に基づき算定した、クラウド普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	算定結果 (円)
DCF法	1,041 ~ 1,272

上記より当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交換比率の算定結果	
DCF法	27.00 ~ 44.00

算定機関は、株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

②算定の経緯

提出を受けた株式交換比率の算定結果、並びに両社の財務状況、業績動向、株価動向等を参考に、両社間で慎重に協議を重ねた結果、上記「(1)本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が、算定機関が算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内のため妥当である、との判断に至り合意いたしました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

③算定機関との関係

算定機関は、当社及びクラウド社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

2. 交換対価として当該財産を選択した理由

当社及び社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択いたしました。

当社及びクラウド社は、当社の普通株式が東京証券取引所に上場されており、本株式交換後、市場において投下資本回収のための取引機会が確保されること等から、相当であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。

- (1)増加する資本金の額 金0円
- (2)増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3)増加する利益準備金の額 金0円

上記の資本金及び準備金の額は、法令、及び当社の財務状況、資本政策その他の諸事情に鑑み、相当であると判断しております。

以上

（別紙 3）株式交換完全子会社であるリクラウド社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号イ）

次頁以降をご参照ください。

決算報告書

第 14 期

自 令和 5年 1月 1日

至 令和 5年12月31日

株式会社 リクラウド

貸 借 対 照 表

令和 5年 12月 31日 現在

(単位：円)

株式会社 リクラウド

資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流 動 資 産 】	96,110,064	【 流 動 負 債 】	62,753,503
現金 及 び 預 金	18,730,116	未 払 金	2,129,693
売 掛 金	77,000,000	未 払 費 用	32,876
立 替 金	379,948	前 受 金	54,609,143
【 固 定 資 産 】	31,076,874	預 り 金	2,739,591
【 有 形 固 定 資 産 】	513,899	未 払 法 人 税 等	916,700
工 具 器 具 備 品	513,899	仮 受 金	12,500
【 無 形 固 定 資 産 】	28,226,033	未 払 消 費 税 等	2,313,000
ソ フ ト ウ エ ア	28,226,033	【 固 定 負 債 】	40,000,000
【 投 資 そ の 他 資 産 】	2,336,942	長 期 借 入 金	40,000,000
出 資 金	530,000	負 債 合 計	102,753,503
差 入 保 証 金	600,000	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	723,334	【 株 主 資 本 】	24,433,435
入 会 金	483,354	【 資 本 金 】	88,000,000
預 託 金	254	【 資 本 剰 余 金 】	58,000,000
		資 本 準 備 金	58,000,000
		【 利 益 剰 余 金 】	121,566,565
		【 そ の 他 利 益 剰 余 金 】	121,566,565
		繰 越 利 益 剰 余 金	121,566,565
		純 資 産 合 計	24,433,435
資 産 合 計	127,186,938	負 債 ・ 純 資 産 合 計	127,186,938

損 益 計 算 書

自 令和 5年 1月 1日
至 令和 5年 12月 31日

(単位：円)

株式会社 リクラウド

勘 定 科 目	金	額
【 売 上 高 】		79,563,922
売 上 総 利 益		79,563,922
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】		69,188,993
営 業 利 益		10,374,929
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	155	
受 取 配 当 金	25,000	
雑 収 入	567,226	592,381
【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	301,918	301,918
経 常 利 益		10,665,392
税 引 前 当 期 純 利 益		10,665,392
法 人 税 等		916,700
当 期 純 利 益		9,748,692

販売費及び一般管理費明細書

自 令和 5年 1月 1日
至 令和 5年 12月 31日

(単位：円)

株式会社 リクラウド

勘 定 科 目	金	額
役 員 報 酬	17,980,002	
給 与 手 当	16,254,650	
賞 与	28,409	
法 定 福 利 費	4,411,659	
福 利 厚 生 費	410,601	
退 職 給 付 費 用	450,000	
旅 費 交 通 費	1,123,088	
通 信 費	546,080	
広 告 宣 伝 費	444,287	
会 議 費	31,004	
水 道 光 熱 費	862,528	
消 耗 品 費	121,992	
租 税 公 課	8,255	
新 聞 図 書 費	35,917	
業 務 委 託 費	1,491,286	
支 払 手 数 料	350,808	
諸 会 費	705,250	
リ ー ス 料	32,728	
支 払 報 酬	730,000	
地 代 家 賃	7,008,000	
I T シ ス テ ム 利 用 料	5,480,050	
減 価 償 却 費	10,536,575	
雑 費	145,824	
合 計		69,188,993

株主資本等変動計算書

自 令和 5年 1月 1日
至 令和 5年 12月 31日

(単位：円)

株式会社 リクラウド

	勘 定 科 目		金 額
【 株 主 資 本 】			
【 資 本 金 】	当期首残高及び当期末残高		88,000,000
【 資 本 剰 余 金 】			
資 本 準 備 金	当期首残高及び当期末残高		58,000,000
資 本 剰 余 金 合 計	当期首残高及び当期末残高		58,000,000
【 利 益 剰 余 金 】			
【 その他利益剰余金 】			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		131,315,257
	当期変動額 当期純利益		9,748,692
	当期末残高		121,566,565
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		131,315,257
	当期変動額		9,748,692
	当期末残高		121,566,565
株 主 資 本 合 計	当期首残高		14,684,743
	当期変動額		9,748,692
	当期末残高		24,433,435
純 資 産 合 計	当期首残高		14,684,743
	当期変動額		9,748,692
	当期末残高		24,433,435